

戸田市立介護老人保健施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 5 6 号

戸田市立介護老人保健施設条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市立介護老人保健施設条例施行規則（平成 1 2 年規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「7 3 0 円」を「8 1 0 円（昼食 6 6 0 円、おやつ 1 5 0 円）」に改める。

別表第 2 中「1, 8 5 0 円」を「2, 0 0 0 円（朝食 5 6 0 円、昼食 6 6 0 円、おやつ 1 5 0 円、夕食 6 3 0 円）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の戸田市立介護老人保健施設条例施行規則の規定にかかわらず、施行日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。